

# 第3部

## 虐待対応事例から学ぶ

### <事例4>

大学生の孫から祖母への虐待対応事例  
～高齢者虐待（経済的虐待）

# 大学生の孫から祖母への虐待対応事例 ～高齢者虐待（経済的虐待）

## (1) 被虐待者の状況

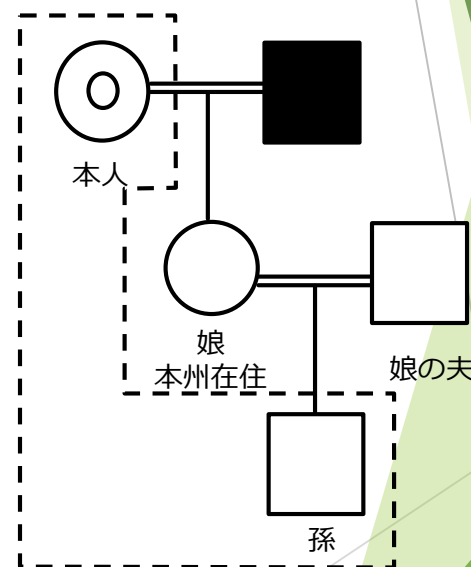
- ・ もの忘れ症状が出現した70代女性。
- ・ 独居での生活を送っていたが、孫の大学進学に伴い同居となった。
- ・ 介護サービスの利用なく、地域包括支援センターやケアマネの関わりもなかった。

## (2) 虐待者の状況

- ・ 10代孫。本州より大学に通うため、祖母宅に同居することとなる。

## (3) その他親族

- ・ 娘は本州在住。



#### (4) 相談（通報）経過

- ・ 孫も大学に慣れ1年が過ぎた頃,本人に物忘れ症状が出始めた。
- ・ その後, 本人の物忘れ症状は進行し,家事が困難となったり,金銭管理を行うことができなくなった。
- ・ 一緒に暮らす孫が本人の状態に困惑しながらも,家事や日々の金銭管理を担うこととなった。
- ・ 最近, 孫が休みがちであると大学から娘に連絡が入り, 状況を知った娘から孫へ確認した。孫は「婆ちゃんのせいで大学に行けないし, アルバイトも辞めた」などと発言したことから, 心配した娘から地域包括支援センターへ相談の電話をした。

## (5) 対応経過

- ・娘から連絡を受けた地域包括支援センターが自宅を訪問し、本人および孫と面談した。
- ・本人との面談の結果、物忘れ症状の進行が目立っていた。
- ・孫は本人の介護のため、大学は休みがちで、アルバイトも辞めていた。
- ・孫は介護や福祉についての知識に乏しい。
- ・孫へ日々の金銭管理について確認したところ、アルバイトを辞めたことにより、自身のために使うお金が必要となり、**本人の年金を管理する中で、「勝手に使ってしまった」との発言**があった。通帳や領収書・レシートなどを確認し、孫の申し出どおり**年金の「使い込み」**が確認された。
- ・自宅訪問後に、担当地区の民生委員へ連絡し、情報収集をしたところ、昔から本人は他者を拒否し、**地域から孤立している世帯**であることが確認された（民生委員や町会関係者の訪問等も拒否していたとのこと）。

- ・ 事実確認後、**コアメンバー会議（※1）**を開催。

（参集者：地域包括支援センター，市役所）

- 1) 認知症（疑い）の本人を、同居している孫が金銭管理や日常の支援を担っていることから、**「養護関係有り」と判断**。年金使い込みにより**「経済的虐待」と判断**。
- 2) 適正な金銭管理の他、認知症（疑い）に対する適切な医療や介護の提供をすべく、支援を開始することとなった。

- ・ 今後の方向性や支援方針を検討するため、**個別ケース会議（※2）**を開催。

（参集者：地域包括支援センター，市役所）

- 1) **適正な金銭管理に向け成年後見制度（※3）を活用**する。
- 2) 物忘れ症状に対する治療に向けた支援の他、孫が担う家事負担の軽減に向け介護保険サービスを活用する。
- 3) 地域で孤立することがないよう民生委員との連携や、その他の社会資源（※4）の活用も検討する。

## (6) 支援の実施

- ・ 適正な金銭管理および孫の負担軽減のため、**成年後見制度の申立て**を行い、援助者による管理に向け支援する。
- ・ 進行する物忘れ症状に対し、治療を要するか医療機関へ確認することとし、市内にある**メンタルクリニックの受診に向け支援**する。
  - ※後日、アルツハイマー型認知症と診断され、治療が開始された。
- ・ 孫が担っていた家事の負担軽減に向け、介護保険におけるヘルパー利用が有効と思われ、**介護保険の申請**を行う。
  - ※後日、要介護認定の判定を受け、サービス担当者会議を開催。  
訪問介護による生活支援（日常生活家事支援）、通所介護による身体機能の維持、ショートステイによる孫不在時等の対応策を皆で共有した。

## (7) 事例に対する考察

### 1) 通報・相談のタイミング

- ・本州に住む娘が異変を感じて、地域包括支援センターをネットで検索し連絡したことから支援が開始された。
- ・介護保険サービスや福祉サービス等を利用していない高齢者世帯は何か異変が起こった場合に「気づいて」もらえないことが多い。日頃から対象世帯と地域住民や民生委員などがつながりを持っていたならば、早期に発見され、必要な対応がなされていたと予測される。

### 2) 養護者支援

- ・孫は、もの忘れ症状が進行し家事が困難となる本人に戸惑いながらも、食事の提供など家事全般の他、公共料金や光熱費の支払いなどできる限り支援していた。大学を休学したりアルバイトを辞めたことで、他者との交流が希薄となり、寂しさや、本人への支援による精神的な負担を紛らわす為に、本人の承諾を得ることなく、パチンコや競馬などギャンブルに年金を使用していた。

- ・孫と今後の金銭管理に向けて話し合った後、成年後見制度の活用について、本人および娘・孫へ提案した。再発防止を図る上でも後見人の活用は有効であるとの意向を確認し、申し立てを行った。
  - ・娘へ、孫が問題なく生活しているか状況確認の他、本人の支援で負担を感じている際などの精神面の支援について提案。本州在住のため、娘は本人・孫の直接の状況確認は困難であることから、適宜、電話にて確認する体制とした。
- ※上記対応の結果、孫は大学に復学、アルバイトも再開し、孫自身が生活できる体制を整えることができた。



### 3) ポイント

- ・物の忘れ症状に対する対応や介護保険サービスの利用など、**知識に乏しく、必要なサービスを利用できず、養護者だけに負担が掛かり、結果的に高齢者虐待へと発展してしまうケースもある。**
- ・また、物忘れ症状が出始めた早期の段階で、必要なサービスを利用できていれば、高齢者虐待へと発展してしまうことはなかったと予測される。
- ・日頃から高齢者本人が「自身に支援が必要な状態」となった時のことを想定し、適切な相談先や地域関係者（町会や担当民生委員等）と関係性を**自ら構築しておく**ことも有効である。



## 【用語説明】

### ※ 1. コアメンバー会議

- ・・・ 障害者虐待または高齢者虐待があった際、事実確認を行った後開催される。虐待の有無と緊急性の判断および当面の対応方針と役割分担等を決定する。市役所虐待対応部署の担当課職員や基幹相談支援センター、地域包括支援センター等が参加する。

### ※ 2. 個別ケース会議

- ・・・ 市役所虐待担当課職員や基幹相談支援センター、地域包括支援センター、関係機関等で開催される。援助方針、支援内容、各機関の役割等について協議を行う。

### ※ 3. 成年後見制度

- ・・・ 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

### ※ 4. 社会資源

- ・・・ 利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。